

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次		ページ
規 則		
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	〈4・1 揭示〉	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	〈 〃 〉	3

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年4月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第29号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。
第7条の表中

「

政策企画課	
-------	--

」

を

「

政策企画課	
元気な未来創造課	出会い・共育で推進室

」

に改め、「母子保健・子育て支援室」を削り、

「

歴史文化財課	県史編さん室
--------	--------

」

を

「

歴史文化財課	
県史編さん活用課	

」

に改める。

第8条の3の次に次の1条を加える。
（文化生活部員駐在所）

第8条の4 高知城歴史博物館の運営を行うため、高知市に文化生活部員駐在所を置く。
第10条の表を次のように改める。

地域名	駐在所位置
高知市地域	高知市
安芸地域	安芸市
物部川地域	香美市
嶺北地域	長岡郡本山町

仁淀川地域	土佐市
高幡地域	須崎市
幡多地域	四万十市

第13条第18号を次のように改める。
(18) 企業等との包括協定に関する事。
第13条の次に次の1条を加える。
(元気な未来創造課)

第13条の2 元気な未来創造課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方創生及び人口減少対策の総括に関する事。
(2) 元気な未来創造戦略の推進に関する事。
(3) 出会い・結婚支援に関する事。
(4) 共働き・共育での推進に関する事。
(5) 市町村の人口減少対策の支援に関する事。
(6) 前各号に掲げるもののほか、地方創生及び人口減少対策に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事。

第32条中第19号を第20号とし、同条第18号の次に次の1号を加える。
(19) 災害時の保健、医療及び福祉活動の連携及び調整に関する事。

第33条中第21号を第22号とし、第1号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 地域医療構想に関する事。

第37条第1号中「、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）」を「及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）」に改め、同条第4号中「、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）及びあへん法（昭和29年法律第71号）」を「、あへん法（昭和29年法律第71号）、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）及び覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）」に改める。

第42条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を削り、第6号を第2号とし、第7号から第10号までを4号ずつ繰り上げる。

第46条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第46条の2を第46条の3とし、第46条の次に次の1条を加える。
(県史編さん活用課)

第46条の2 県史編さん活用課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県史編さんに関する事。
(2) 県史の活用に関する事。

第70条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高知県企業誘致戦略に関する事（他の課の主管に属する事項を除く。）。

第77条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。
(10) 青年農業士、青年農業者及び農村女性リーダーの育成に関する事。
(11) 農業経営及び担い手育成に関する事。

第80条第12号中「育成」を「認定」に改め、同条第15号を削り、同条中第16号を第15号とし、第17号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第97条中第16号を削り、第17号を第16号とする。

第100条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。
(14) 建設工事における入札及び契約に関する事。

第111条第10号中「、室戸体育館」を削る。

第141条第1項中第50号を第51号とし、第47号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、第46号の次に次の1号を加える。
(47) 地域医療構想に関する事。

第143条第1項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。
(3) 地域医療構想に関する事。

第212条第1項中「及びその他の土地改良事業の指導」を「その他の土地改良事業の指導等」に改める。

第233条第3号を次のように改める。
(3) 繁殖技術課

第233条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。
(4) 育種生産課

第234条第3項を次のように改める。

3 繁殖技術課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 肉用牛の繁殖に係る試験研究、調査及び技術相談指導に関する事。
(2) 土佐あかうしの受精卵の生産及び配付並びに繁殖生理に関する事。
(3) 前2号に掲げるもののほか、土佐和牛の繁殖技術に関する事。

第234条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 育種生産課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 乳用牛及び土佐和牛の遺伝的改良及び飼養管理に係る試験研究、調査及び技術相談指導に関する事。
(2) 土佐あかうしの凍結精液の生産及び配付並びに育種改良に関する事。
(3) 前2号に掲げるもののほか、土佐和牛の育種生産に関する事。

第246条の5第1項第5号を削り、同条第2項第1号中「及び専攻課程」を「、専攻課程及び短期課程」に改める。

第253条第2項中「及びダム建設事務所」を削り、同項の表中

高知県安芸土木事務所 和食ダム建設事務所	安芸郡 芸西村	和食ダムにより造成された貯水地の区域及び和食ダムから下流110メートルの地点までの区域
-------------------------	------------	---

」

を削る。

第254条第15号を削り、同条第16号を同条第15号とし、同条第17号中「永瀬ダム」を「永瀬ダム及び鎌井谷ダム」に、「坂本ダム」を「坂本ダム及び以布利川ダム」に改め、同条を同条第16号とし、同条第18号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条第22号中「、高知県安芸土木事務所和食ダム建設事務所にあつては安芸郡芸西村馬ノ上1298番地1の」を削り、同条を同条第21号とする。

第256条第5項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同条を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。
(3) 高知県安芸土木事務所にあつては、第254条第16号に掲げる事項に関する事（和食ダムに係るものに限る。）。

第256条第6項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
(5) 高知県中央東土木事務所にあつては、第254条第16号に掲げる事項に関する事（永瀬ダム及び鎌井谷ダムに係るものに限る。）。

第256条第10項中「にあっては、第254条第17号」を「及び高知県幡多土木事務所土佐清水事務所
にあっては、第254条第16号」に改め、同条第11項中「第254条第17号」を「第254条第16号」に、
「及び河戸堰」を「並びに河戸堰及び春遠生活貯水池ダム」に改め、同条第12項中「第254条第17
号」を「第254条第16号」に改める。

第301条第2項の表中

「

医療福祉連携監	医療と福祉との連携に関する総合調整の事務を掌理し、当該事務 に従事する職員を指揮監督する。
---------	--

」

を「

医療福祉連携監	医療と福祉との連携に関する総合調整の事務を掌理し、当該事務 に従事する職員を指揮監督する。
保健医療福祉災害対策 監	災害時における保健、医療及び福祉活動の連携に関する事務を掌 理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

」

に、
「

スポーツ振興監	スポーツに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---------	-----------------------------

」

を「

スポーツ振興監	スポーツに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
畜産振興監	畜産振興に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮 監督する。

」

に改める。

第303条第1項の表中

「医療福祉連携監（健康政策部に限る。）」

を
「医療福祉連携監（健康政策部に限る。）
保健医療福祉災害対策監（健康政策部に限る。）」

に、
「スポーツ振興監（観光振興スポーツ部に限る。）」

を
「スポーツ振興監（観光振興スポーツ部に限る。）
畜産振興監（農業振興部に限る。）」

に、
「建設検査長（土木部に限る。）」

を
「建設検査長（土木部に限る。）
館長（文化生活部に限る。）」

に改める。

第304条第2項の表中

「

工業技術センター	所長 企画監 次長 技術次長
----------	-------------------------

」

を「

工業技術センター	所長 企画監 次長 技術次長 専門企画員
----------	----------------------------------

」

に改める。

第305条の表中

「

中山間地域対策課の職員	地域支援企画員（総括）及び地域支援企画員
-------------	----------------------

」

を「

高知城歴史博物館長	文化生活部長
中山間地域対策課の職員	地域支援企画員（総括）及び地域支援企画員

」

に、「長寿社会課」を「地域福祉政策課、長寿社会課」に、「薬務衛生課チーフ（食品衛生担
当）」を「薬務衛生課チーフ（食品保健担当）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第30号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の3の表中

「

医療福祉連携監	医療と福祉との連携に関する総合調整の事務
---------	----------------------

」

を「

医療福祉連携監	医療と福祉との連携に関する総合調整の事務
---------	----------------------

」

保健医療福祉災害対策監	災害時における保健、医療及び福祉活動の連携に関する総合調整の事務
-------------	----------------------------------

に、

スポーツ振興監	スポーツに関する事務
---------	------------

を「

スポーツ振興監	スポーツに関する事務
畜産振興監	畜産振興に関する事務

に改める。

別表第1の3の(5)の項中「及び在宅勤務」を「、在宅勤務及びフレックスタイム制」に改め、同表の6の(1)の項中「公益法人に関する」を「公益法人及び公益信託に関する」に改め、同表の6の(1)のアの項中「公益認定の」を「公益信託の認可並びに公益認定及び公益信託認可の」に改め、同表の6の(1)のウの項中「認定」を「認定及び信託の変更の認可」に改め、同表中6の(1)のコの項を6の(1)のサの項とし、6の(1)のケの項を6の(1)のコの項とし、6の(1)のクの項を6の(1)のケの項とし、6の(1)のキの項を6の(1)のクの項とし、6の(1)のカの項を6の(1)のキの項とし、6の(1)のオの項を6の(1)のカの項とし、同表の6の(1)のエの項の次に次のように加える。

オ 信託の併合及び信託の分割の認可			○				〃	
-------------------	--	--	---	--	--	--	---	--

別表第1中6の(2)の項を削り、6の(3)の項を6の(2)の項とし、6の(4)の項を6の(3)の項とし、6の(5)の項を6の(4)の項とし、同表の6の(6)の項中「(5)」を「(4)」に改め、同項を同表の6の(5)の項とし、同表の6の(7)の項を同表の6の(6)の項とし、同表の6の(8)の項中「(7)」を「(6)」に改め、同項を同表の6の(7)の項とし、同表の6の(9)の項を同表の6の(8)の項とし、同表の6の(10)の項中「(9)」を「(8)」に改め、同項を同表の6の(9)の項とし、同表中6の(11)の項を6の(10)の項とし、6の(12)の項を6の(11)の項とし、同表の13の(1)の項中「9の(6)」を「9の(7)」に改め、同表備考3中「スポーツ振興監」を「スポーツ振興監、畜産振興監」に改める。

別表第2の12の項中「及び在宅勤務」を「、在宅勤務及びフレックスタイム制」に改め、同表の29の項及び30の項中「1億2,500万円」を「2億円」に改め、同表の33の項中「5,000万円」を「7,500万円」に改め、同表の35の項中「2,500万円」を「4,000万円」に改め、同表の37の項中「2,000万円」を「3,000万円」に、「1,000万円」を「1,500万円」に改め、同表備考19から21までの規定中「及び和食ダム建設事務所」及び「、和食ダム建設事務所長」を削る。

別表第3中「1 総合企画部」を「1 総合企画部各課」に改め、同表の2の(2)の表5の項中「法人」を「審議会への諮問等に係る団体等」に改め、同表の2の(6)の表中1の(9)の項を削り、1の(10)の項を1の(9)の項とし、1の(11)の項を1の(10)の項とし、1の(12)の項を1の(11)の項とし、同表の2の(6)の表1の(13)の項中「(12)」を「(11)」に改め、同項を同表の2の

(6)の表1の(12)の項とし、同表の2の(6)の表2の(7)の項中「種別割」を削り、同表の2の(6)の表2の(8)の項中「種別割」を削り、「第155条の9第1項及び第2項」を「第152条第1項及び第2項」に改め、同表の2の(6)の表11の項中「、ゴルフ場利用税及び自動車税環境性能割」を「及びゴルフ場利用税」に改め、同表の5の(7)の表2の(1)の項及び2の(2)の項中「保育所」を「保育所のみ」に改め、同表の6の(4)の表3の(1)の項中「第6条第1項第2号」を「第4条第1項第2号」に改め、同表の11の(2)の表13の(13)の項を同表の11の(2)の表13の(14)の項とし、同表の11の(2)の表13の(12)の項の次に次のように加える。

(13) 研修生確保事業に係る交付決定、検査、確定及び支払に関すること。								○		〃
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---

別表第3の11の(3)の表6の(1)の項中「に係る」を「（山林集約化等促進支援及び複数の事業者で構成された連合会等の団体であって、県内で広域的に活動するものが行う事業に係るものを除く。）に係る」に改め、同表の11の(3)の表10の(1)の項中「法第36条第1項及び第2項」を「法第36条第1項及び第2項並びに法第44条第1項及び第2項」に改め、同表の11の(4)の表9の項の次に次のように加える。

10 竹資源利用拡大推進事業に関する事務	(1) 事業に係る補助金に係る内示、交付決定、検査、支払及び確定に関すること。								○		林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内でのものにあつては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）
	(2) (1)の事項以外の竹資源利用拡大推進事業に							○			

	関すること。										
--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の11の(5)の表1の(2)の項中「命令（法第10条の3）」を「命令及び公表（法第10条の3第1項及び第2項）」に改め、同表の13の(1)の表6の項を削り、同表の13の(2)の表8の項の次に次のように加える。

9 建設工事における入札及び契約に関する事務	(1) 入札及び契約に関すること。					○					
	(2) (1)のうち重要なものの			○							

別表第3の13の(6)の表9の(1)の項中「第10条の3第1項及び第5項」を「第10条の3第1項、第10条の4第4項、第10条の6第3項」に改め、同表の13の(8)の表中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、同表の14の(1)の下表中3の(14)の項を3の(15)の項とし、3の(13)の項を3の(14)の項とし、3の(12)の項を3の(13)の項とし、同表の14の(1)の下表中3の(11)の項の次に次のように加える。

(12) 支払済額報告書の報告（規則第64条第1項）			○		
----------------------------	--	--	---	--	--

別表第3の14の(2)の上表中2の(1)のアの項を削り、同表の14の(2)の上表の2の(1)のイの項中「7,000万円未満」を削り、同項を同表の14の(2)の上表の2の(1)のアの項とし、同表の14の(2)の上表中2の(1)のウの項を2の(1)のイの項とし、同表の14の(2)の下表中1の(4)の項を1の(5)の項とし、同表の14の(2)の下表の1の(3)の項の次に次のように加える。

(4) 支払済額報告書の受理（高知県旅費集中管理特別会計及び一般会計に係るもののうち総務事務センターにおいて支出の決定をしたものに限る。）			○		
---	--	--	---	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。